

前橋市屋外広告物条例新旧対照表

改正案	現行
<p><u>(勧告及び公表)</u></p> <p>第36条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反した許可表示者その他の屋外広告物等の表示等を行う者又は管理責任者に対し、期間を定めて当該屋外広告物等の除却その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。</p> <p>2 市長は、<u>前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がないのに、当該勧告に従わなかったときは、市規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。</u></p> <p>3 市長は、<u>前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめその旨を第1項の規定による勧告を受けた者に通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。</u></p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第37条 市長は、<u>前条第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がないのに、当該勧告に係る措置を講じなかったときは、その者に対し、当該勧告に係る屋外広告物等の表示等の停止を命じ、又は5日以上を期限を定め、当該勧告に係る屋外広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、公衆に対する危害を防止するために特に必要があると認めるときは、<u>前条第1項の規定による勧告をすることなく、この条例の規定又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反した許可表示者その他の屋外広告物等の表示等を行った者又は管理責任者に対し、当該屋外広告物等の表示等の停止を命じ、又は5日以上を期限を定めて、当該屋外広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。</u></p> <p>3～4 省略</p>	<p><u>(勧告)</u></p> <p>第36条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反した許可表示者その他の屋外広告物等の表示等を行う者又は管理責任者に対し、期間を定めて当該屋外広告物等の除却その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第37条 市長は、<u>前条</u>の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がないのに、当該勧告に係る措置を講じなかったときは、その者に対し、当該勧告に係る屋外広告物等の表示等の停止を命じ、又は5日以上を期限を定め、当該勧告に係る屋外広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、公衆に対する危害を防止するために特に必要があると認めるときは、<u>前条</u>の規定による勧告をすることなく、この条例の規定又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反した許可表示者その他の屋外広告物等の表示等を行った者又は管理責任者に対し、当該屋外広告物等の表示等の停止を命じ、又は5日以上を期限を定めて、当該屋外広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>3～4 省略</p>